

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年3月23日（令和2年（行個）諮問第52号）

答申日：令和4年3月14日（令和3年度（行個）答申第162号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「2019年特定日に特定労働基準監督署へ申告した特定事業場（特定住所）に係る申告処理台帳と添付資料すべて」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和元年11月5日付け大個開第1-482号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

給料未払の件で、特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）に相談したら、相手方と話をすることだったので、お願いした。約3～4か月ぐらいの間、経過報告があったが、結局、相手が話しに来ないと言って打ち切りになった。

裁判をするため、会話内容の情報開示をお願いしたところ、部分開示ということで書類が届いたが、労働基準局と相手方との会話内容がすべて黒塗りにされていて全く読めない。裁判をするためにも会話内容が必要のため、開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正は下線部で示す。）。

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和元年10月21日付けで処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和元年12月23日付け(同月24日受付)で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとした上で、その余の部分は不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

(1) 保有個人情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報が記録された文書は、審査請求人から特定監督署に対する情報提供による監督指導に係る関係書類であり、具体的には、別表の1欄及び注2に掲げる文書1ないし文書4の各文書である。

イ 文書2(履歴事項全部証明書)及び文書3②(担当官が作成した文書)については、審査請求人の個人に関する情報ではなく、同人を識別することができる情報が含まれていないことから、同人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、当該部分は、仮に保有個人情報に該当するとされた場合であっても、当該事業場の内部管理等に関する情報が記載されており、これを開示すると、取引関係等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び続紙(文書1)

労働基準関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合、労働基準監督官(以下「監督官」という。)に申告することができる。監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し、臨検監督等の方法により労働基準関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導する。申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に、受理年月日、処理着手年月日、完結年月日、完結区分、申告処理台帳番号、受付者、担当者、被申告者の事業の名称、所在地、事業の種類及び事業の代表者、申告者の氏名、住所及び事業場内の地位、申告事項、申告の経緯、申告事項の違反の有無、倒産による賃金未払の場合の認定申請期限、違反条文、移送の場合の受理監督署及び処理監督署、処理経過直接連絡の諾否、付表添付の有無、労働組合の有無、労働者数、申告の内容等の記載欄がある。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、処理年月日、処理方法、

処理経過，措置，担当者印，副署長・主任（課長）印及び署長判決の記載欄がある。

文書1①には，監督官が面接した人物の情報，当該事案に対する被申告事業場の見解，監督官が行った被申告事業場に対する指導内容，担当者の意見，処理方針等が記載されている。当該部分は，審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであることから，法14条2号本文前段に該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当しない。

当該部分は，監督官が認定した事実に基づく具体的な記述であり，申告者である審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。当該部分は，これを開示すると，特定事業場の内部情報が明らかとなり，取引関係や人材確保の面等において，その権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。また，当該部分には，法人に関する情報であって，監督署に対して開示しないと条件で任意に提供されたものが含まれており，これらは通例として開示しないこととされている。

当該部分は，これを開示すると，監督署における調査の手法が明らかとなり，検査事務の性格を持つ監督官が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にし，違法行為の発見が困難になるなどのおそれがあり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから，当該部分は，法14条2号，5号及び7号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3は，担当官が申告処理のために作成又は取得した文書であり，文書3①には，監督官による申告処理の過程において監督官が行った監督指導の手法等に係る情報が記載されている。当該部分は，これを開示すると，監督指導に必要な資料が隠蔽されることにより正確な事実の把握を困難にし，また，違法行為の発見が困難となり，ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがある。このため，当該部分は，法14条5号及び7号イに該当し，不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち，文書1②及び3③は，法14条各号のいずれにも該当しないことから，新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書において，上記第2の2のとおり主張しているが，上記(2)のとおり，法に基づく開示請求に対しては，保有個人情報ごとに法14条各号に基づき開示又は不開示を判断しており，審査請求人の主張は，上記諮問庁の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、原処分における不開示部分のうち上記3（3）に掲げる部分を開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月9日 審議
- ④ 同年12月14日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 令和4年2月24日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年3月9日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示とされた部分の開示を求めるが、諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

- (1) 諮問庁は、文書2（通番2）及び文書3②（通番4）について、審査請求人の個人に関する情報ではなく、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。
- (2) 当審査会において見分したところ、当該部分は、いずれも審査請求人からの申告を処理する過程で、特定監督署の担当官が取得又は作成した文書の一部であり、通番2は、特定事業場の法人登記の履歴事項全部証明書、通番4は、登記簿謄本交付申請書である。

当該部分は、審査請求人の申告事項である賃金未払の有無等を判断するために収集された文書の一部であると認められる。このため、その記載内容及び取得又は作成の目的を考慮すると、当該部分に記載された情報は、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

(ア) 下記(イ)を除く部分

当該部分は、申告処理台帳（続紙を含む。以下同じ。）の「完結区分」、「申告事項」及び「処理経過」の各欄の記載の一部である。当該部分のうち通番1（1）は、原処分において開示されている情報若しくは諮問庁が開示することとしている情報と同様の内容であるか、又はそれらから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。通番1（2）は、空欄部分にすぎない。

当該部分のうち特定監督署担当官を指す語及び特定事業場代表者の職名は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であることから、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、同人以外の個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番1（3）

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄の記載の一部である。当該部分は、特定事業場代表者が審査請求人から伝えられたとする内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、当該部分は、仮に当該事業場代表者の個人に関する情報に該当するとしても、法14条2号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、また、上記（ア）と同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番 2 及び通番 4

当該部分は、特定事業場の法人登記の履歴事項全部証明書及び登記簿謄本交付申請書である。履歴事項全部証明書は、商業登記法 10 条により誰でも一定の手続を経れば申請、交付を受けることができることから、その内容は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。また、登記簿謄本交付申請書は、所定の様式により特定監督署が大阪法務局長へ特定事業場の商業法人登記簿の交付を申請するための申請の目的等を記載した文書及びそれと同じ様式を用いた特定監督署内の照会伺いにすぎない。

このため、当該部分はこれを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は法 14 条 3 号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 通番 3

当該部分は、担当官が作成した文書の記載のうち、特定事業場に対する来署依頼通知書の記載の一部であるが、監督署が賃金、労働時間等の確認等に用いるものとして推認することができる一般的な資料が記載されているにすぎない。

このため、当該部分は、これを開示しても、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法 14 条 5 号及び 7 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の 3 欄に掲げる部分を除く部分）の法 14 条 2 号、3 号イ及びロ、5 号並びに 7 号イ該当性

通番 1 は、申告処理台帳の「処理経過」欄に記載されている特定事業場代表者からの聴取内容及び申告処理に係る監督官の調査結果並びにこれに基づく対応方針である。当該部分は、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

このため、当該部分は、これを開示すると、労働基準監督機関が行う申告処理に係る手法・内容等が明らかとなり、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号イに該当し、同条 2 号、3 号イ及びロ並びに 5 号について判断するまでもなく、不開示とすることが

妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を保有個人情報に該当しない、又は法14条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当し、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号，文書名及び頁			2 原処分における不開示部分		3 2欄のうち新たに開示すべき部分	
			該当箇所	法14条各号該当性等		通番
文書1	申告処理台帳及び続紙	ないし15	① 1頁「完結区分」，「申告事項」不開示部分，4頁3行目32文字目ないし6行目最終文字，8行目25文字目ないし11行目14文字目，5頁13行目5文字目ないし14行目最終文字，6頁1行目23文字目ないし4行目最終文字，7頁3行目1文字目ないし5行目最終文字，8行目1文字目ないし最終文字，11行目29文字目ないし15行目最終文字，8頁3行目38文字目ないし4行目24文字目，8行目1文字目ないし9行目最終文字，9頁11行目1文字目ないし15行目最終文字，10頁3行目22文字目ないし5行目最終文字，11頁7行目1文字目ないし16行目最終文字，12頁6行目37文字目ないし7行目最終文字，13頁13行目25文字目ないし18行目最終文字，14頁1行目26文字目ないし11行目25文字目，15頁13行目1文字目ないし最終文字	2号，3号イ及びロ，5号，7号イ	1	(1) 1頁「完結区分」欄，「申告事項」欄，6頁「処理経過」欄3行目最終文字ないし4行目，7頁「処理経過」欄3行目29文字目ないし4行目32文字目，11行目29文字目ないし12行目22文字目，14行目1文字目ないし3文字目，17文字目ないし15行目，10頁「処理経過」欄3行目22文字目ないし5行目，11頁「処理経過」欄15行目ないし16行目，12頁6行目ないし7行目，13頁15行目ないし16行目37文字目，15頁「処理経過」欄13行目 (2) 「処理経過」欄空欄部分(7頁5行目，13行目，11頁8行目，11行目，14行目，13頁14行目，18行目，14頁3行目，6行目，7行目及び9行目) (3) 9頁「処理経過」欄12行目36文字目ないし13行目

			② 上記①以外の不開示部分	新たに開示	—	—
文書2	履歴事項全部証明書	16, 17	全て	保有個人情報非該当又は3号イ	2	全て
文書3	担当官が作成した文書	18 ないし20	① 20頁16行目1文字目ないし24行目最終文字	5号, 7号イ	3	全て
			② 18頁及び19頁	保有個人情報非該当又は3号イ	4	全て
			③ ①及び②以外の不開示部分	新たに開示	—	—

(注1) 本件文書に順に付番したものを「頁」として記載している。

(注2) 文書4 (審査請求人から特定監督署へ提出された文書) は, 原処分における不開示部分を含まないことから, 記載を省略した。